

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	建物等清掃	近鉄ファンリティアーズ株式会社	2,511,839	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	令和7年度 南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託	機械設備等保守点検	新明和工業株式会社	94,863,670	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
3	令和7年度 此花会館空調方式運用保守業務委託	機械設備等保守点検	アズビル株式会社	3,894,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和7年度 此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託	機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム	3,564,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和7年度 大阪市立斎場予約受付システムサービス提供業務委託	情報処理	ディアシステム株式会社	7,223,898	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	令和7年度 瓜破斎場炉前表示システム保守点検業務委託	機械設備等保守点検	都築電気株式会社	1,584,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	令和7年度 天六公衆トイレ清掃・管理業務委託	建物等清掃	東宝ビル管理株式会社	4,409,495	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
8	令和7年度 し尿収集運搬業務委託(概算契約)	廃棄物処理	大阪府衛生管理協同組合	3,418,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	令和7年度 なんば喫煙所脱臭機保守業務委託	機械設備等保守点検	株式会社トルネックス	1,716,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
10	令和7年度 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムサービス提供業務委託	情報処理	キステム株式会社	6,349,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	令和7年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託	その他	大阪市環境教育普及啓発3社共同企業体(代表団体 ㈱JTB)	52,730,590	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
12	令和7年度 万博を契機とした観光分野における温室効果ガス排出量の可視化・脱炭素化支援事業業務委託	その他	東武トップツアーズ株式会社	33,782,100	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
13	令和7年度「国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)連携事業」に係る業務委託	その他	公益財団法人 地球環境センター	25,436,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
14	令和7年度 UNEP国際環境技術センター設備保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	三菱電機ビルソリューションズ 株式会社	7,949,700	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
15	令和7年度 UNEP国際環境技術センター警備業務委託(概算契約)	警備	株式会社コアズ	6,846,400	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
16	令和7年度 地中熱等導入促進事業調査業務委託	環境調査・ 検査	中央開発株式会社	4,675,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
17	令和7年度 環境活動推進施設エレベーター保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	日本オーチス・エレベータ株式 会社	3,340,150	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
18	令和7年度 環境活動推進施設設備保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	三菱電機ビルソリューションズ 株式会社	2,626,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
19	令和7年度 AR技術等を活用した体験型環境学習コンテンツ保守業務委託	情報処理	ソフトバンク株式会社	1,540,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
20	令和7年度 環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	2,591,160	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
21	令和7年度 大阪市廃蛍光灯管の処理及び再資源化、廃乾電池等の一時保管及び処理・再資源化業務委託	廃棄物処理	野村興産株式会社	蛍:93,500 電:89,100	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
22	令和7年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物(冷蔵庫・冷凍庫)における再商品化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	関西リサイクルシステムズ株 式会社	大:3,850 小:2,860	令和7年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
23	容器包装リサイクル法に基づく再商品化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	(公財)日本容器包装リサイク ル協会	6,125,610	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G2	-
24	プラスチック資源循環促進法第32条に基づく再商品化業務委託(単価契約)	廃棄物処理	(公財)日本容器包装リサイク ル協会	30,626,713	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G2	-

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
25	認定再商品化計画に基づく異物除去及び再商品化業務委託 長期継続(単価契約)	廃棄物処理	栄伸開発(株)	236,292,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
26	認定再商品化計画に基づく再商品化業務委託 長期継続(単価契約)	廃棄物処理	栄伸開発(株) (公財)日本容器包装リサイクル協会	7,287,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
27	認定再商品化計画に基づく異物除去及び再商品化業務委託 長期継続(単価契約)	廃棄物処理	大東衛生(株)	40,220,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
28	認定再商品化計画に基づく再商品化業務委託 長期継続(単価契約)	廃棄物処理	大東衛生(株) (公財)日本容器包装リサイクル協会	1,045,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
29	令和7年度AIを活用したエネルギー最適化実証事業業務委託	その他	株式会社未来のコト	3,181,530	令和7年6月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
30	令和7年度プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー(環境18号)の点検・整備業務委託	機械設備等 保守点検	ロジスネクスト近畿株式会社	1,286,208	令和7年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 環境局あべのルシナス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ファシリティーズ株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシナス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシナスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっている。

上記理由により、近鉄ファシリティーズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話 6630-3116)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本業務は、南港ポートタウン内の各共同住宅に個別に設置している、ごみ貯留タンク、ごみ収集配管、ごみ収集口等の固定設備（68箇所）並びに移動式ごみ収集装置（4台）（以下「真空式ごみ収集設備」という。）の、保守点検整備等を行う業務である。

真空式ごみ収集設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、固定設備及び移動式ごみ収集装置が、システムとして互いに有機的に連携されて稼動するものであり、ごみ収集という市民生活に密着したサービスを維持する為には、安定した運用が求められるものである。

設備全体の安定運用の確保、機能保全の為には、固定設備及び移動式ごみ収集装置を一体的に保守することが必要である。

今回の真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託は、本設備が製造者独自の技術により製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 此花会館空調方式運用保守業務委託

2 契約の相手方

アズビル㈱

3 随意契約理由

此花会館の空気調和システムは、「熱源機器（冷凍機、ボイラ等）」、「機器類（冷温水循環ポンプ等）」、「空気調和機（エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット等）」を組み合わせ、一元管理する中央熱源方式（セントラル空調方式）を採用している。

各階への空気調和システムの運転、停止操作及びシステム全体の監視は「中央監視盤」により行われており、アズビル㈱が有する独自の技術により設計・施工されたものである。

このため空気調和システムに故障が発生した場合、システムの接続や運転制御関係については、中央監視盤を製造した会社のみが熟知しており他社では修理や整備技術面での対応が不可能である。また、空気調和システムの取替えや修繕後の性能保証に対しても、一貫して責任を持たせることができる会社は、中央監視盤を製造したアズビル㈱のみである。

上記理由により、アズビル㈱と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3376）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

此花総合センタービル内のエレベータについては、(株) 日立ビルシステムの製品が使用されている。

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

今回の保守点検業務委託は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した上記相手方以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、点検後の性能、作動状態、耐寿命に対するの保証など、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 日立ビルシステムのみである。

上記理由により、(株) 日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立斎場予約受付システムサービス提供業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市立斎場予約受付システム（以下、「本システム」という。）クラウドサービスを本市に対して安定的に提供し、万が一システムに障害が発生した場合でも、迅速かつ正確なシステム復旧を行う業務である。

本システムは、ディアシステム株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い、一貫して構築されたシステムであり、さらに同事業者が導入及び設定作業を行った。

本業務の実施にあたり、当該事業者は上記システムの仕様・プログラム設計・ネットワーク構成に精通し、システム復旧のための専門知識とノウハウを持ち、稼働中のシステム運用に影響を与えることなく業務遂行できる唯一の事業者である。

上記理由により、ディアシステム株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度瓜破斎場炉前表示システム保守点検業務委託

2 契約の相手方

都築電気株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場炉前表示システムは、故人名を火葬炉の前に表示し、利用者に音声や画像により収骨の案内をするシステムであり、斎場運営には欠かせないものである。

当該システムが故障した場合、斎場運営に多大な影響を及ぼすことから、未然に故障を防止し、システム機器に不具合が発生した場合においても、直ちに機能を復旧できる状況とする必要がある。

また、導入から一定期間が経過しており稼働速度の低下が見られ、利用者への案内が遅れるなどの影響が生じているため、メンテナンスを行うものである。

当該システムは、都築電気株式会社が独自の仕様により設計開発したものであり、他社においては、保守対応が不可能である。

上記理由により、都築電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（斎場・霊園）（電話番号 06-6630-3137）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 契約の相手方

東宝ビル管理株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立住まい情報センター・大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館・三井住友銀行天六施設（以下、「住まい情報センター等建物」という。）に設置している天六公衆トイレの清掃及び管理を目的としている。

住まい情報センター等建物は、大阪市（都市整備局・市民局・こども青少年局）と株式会社三井住友銀行の区分所有建物であり、建物及び設備の清掃・維持管理業務は区分所有者にて設立された管理組合が、平成11年の開設当初より上記業者に委託している。

本業務の対象施設である天六公衆トイレは、住まい情報センター等建物の一部で密接不可分な関係にあり、住まい情報センター等建物の維持管理等を行う事業者以外に清掃・管理業務を実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施に支障が生じる恐れがある。

上記理由により、東宝ビル管理株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度し尿収集運搬業務委託（概算契約）

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立した協同組合である。

し尿収集運搬業務については、一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿含む汚泥）許可が必要であるとともに、し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけである。

本市における、し尿収集対象家屋については、下水道整備の進捗の結果、下水道処理区域外等の理由により市内全域において22戸を残すのみとなっているが、これらの家屋については、引き続き本市において、し尿収集を実施する必要がある。

対象家屋については市内全域に点在していることから、許可業者1者のみで全対象家屋のし尿収集業務を遂行することは不可能であるため、一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿を含む汚泥）許可を有する業者で構成する唯一の組織である同協同組合が履行可能な唯一の事業者である。

上記理由により、大阪府衛生管理協同組合と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課

（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度なんば喫煙所脱臭機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社トルネックス

3 随意契約理由

なんば駅前広場（大阪府中央区難波五丁目1）に設置予定の閉鎖型喫煙所内に導入する脱臭機は、株式会社トルネックス製である。

本脱臭機の保守については、製造者独自の技術により本機器を製造していることから、製造者以外では技術面の対応が不可能である。また、保守後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社トルネックスのみであり、本業務を行うことができるのは、株式会社トルネックスの保守部門のみである。

上記理由により、株式会社トルネックスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課路上喫煙対策担当 （電話 06-6630-3228）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムサービス提供業務委託

2 契約の相手方

キステム株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システム（以下は、「本システム」という。）クラウドサービスを本市に対して安定的に提供し、万が一システムに障害が発生した場合でも、迅速かつ正確なシステム復旧を行う業務である。

本システムは、キステム株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い、一貫して構築されたシステムであり、さらに同事業者が導入及び設定作業を行った。

本業務の実施にあたり、当該事業者は上記システムの仕様・プログラム設計・ネットワーク構成に精通し、システム復旧のための専門知識とノウハウを持ち、稼働中のシステム運用に影響を与えることなく業務遂行できる唯一の事業者である。

上記理由により、キステム株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課 （電話番号 06-6630-3265）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託

2 契約の相手方

大阪市環境教育普及啓発3社共同企業体

代表団体 株式会社JTB

3 随意契約理由

本業務は、環境に関する教育及び学習の振興を図るとともに、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体等によるネットワーク構築を進め、良好な都市の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に寄与することを目的とし、中期的な視野をもって、各講座を一体的・連続的に企画し、各受講者に合わせたフォローアップを行い、プログラムと対象者をコーディネートしていくほか、ボランティアのサポートの充実、学校教育における環境教育を促すためのサポート、自らの主体的な学びを促進するための情報発信の充実等を行っていくものである。

そのため、環境分野における高度で幅広い知見、環境教育・学習にかかる企画力、コーディネート力、事業のマネジメント力、並びに事業遂行のための人的資源の確保が不可欠であり、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとし、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、本業務の目的等を理解したうえで、最も優秀な提案を行った事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会を開催し、意見を聴取した結果、提案事業者2者のうち、大阪市環境教育普及啓発3社共同企業体が、評価点が最も高く、また基準点（150点以上）を満たし、契約相手方として適しているとのことであったため、当該事業者を委託予定事業者として決定した。

上記理由により、大阪市環境教育普及啓発3社共同企業体と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3491）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 万博を契機とした観光分野における温室効果ガス排出量の可視化・脱炭素化支援事業業務委託

2 契約相手方

大阪ゼロカーボン共同体

(代表団体)

東武トップツアーズ株式会社 大阪法人事業部 事業部長 久米 泰貴

3 随意契約理由

本事業は、移動や宿泊等の観光分野に関わる事業者（以下「観光事業者」という）に対して、「温室効果ガス排出量の可視化ツールの導入」を働きかけ、脱炭素の取組を支援するとともに、大阪がCO₂排出量の少ない旅行先（主に修学旅行先）として選択されるよう、万博を目的地に含めた「脱炭素化ツアー」を企画・開発し、プロモーションを行い、観光分野における脱炭素化を促進することを目的に実施するものである。

令和5年度は、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により上記契約相手方を選定し、観光事業者への可視化ツールの導入支援（脱炭素化セミナーの実施）等を進め、環境整備を行いながら、旅行会社を通じて、「脱炭素化ツアー」の企画・開発を行う等、土台づくりを中心に行ってきた。

令和6年度においても、引き続き、脱炭素化セミナーを実施し、観光分野の脱炭素化の裾野を広げていくための取組を進め、優良事例の横展開を図ってきた。また、公益財団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）の脱炭素行動を広めていくための取組（EXPOグリーンチャレンジ）とも連携しながら、令和5年度に企画・開発した「脱炭素化ツアー」を小学校、中学校、高等学校の修学旅行として利用してもらえるよう、様々なプロモーション事業を行った結果、脱炭素化ツアーによる大阪・関西万博への来場校を約220校（令和7年2月時点）確保してきたところである。

令和7年度は、これまでに積み上げてきた成果をさらに発展すべく、過年度の成果として得られた可視化ツールの導入事例や脱炭素化に取り組む事業者の優良事例等を活用し、観光事業者に向けたプッシュ型の脱炭素化支援のためのセミナーを実施し、引き続き観光分野の脱炭素化の裾野を広げていくほか、協会と協働し、万博会場内で「EXPOグリーンチャレンジアプリ」の取組成果発表や脱炭素化ツアー来場校への感謝状贈呈式、脱炭素化ツアーの体験プログラム等を実施し、来場者の脱炭素行動を広めていくための取組みを定着させていくこととしている。

さらに、これまでの取組みによるCO₂排出量の削減効果（可視化ツール導入によるもの及び脱炭素化ツアー等によるもの）を算定するとともに、令和8年度以降、旅行会社等による脱炭素化ツアー等のサステナブルな旅行が社会実装（事業化され自走することをいう。）されていくことをめざし、旅行会社へヒアリング調査等を実施し、定着・拡充に向けた提案をとりまとめることとしている。

本事業は、過年度に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務である。

上記理由により、大阪ゼロカーボン共同体と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号：06-6630-3219）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業に係る業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター

3 随意契約理由

本事業において業務を実施するには、環境分野の専門知識、国内外の国際機関及び政府関係者等との交渉・調整能力、国際イベント実施等の豊富な経験等が必要不可欠であり、また、目まぐるしく変化する国際情勢等にも精通し、柔軟に対応することが重要である。さらに大阪市がこれまで実施してきた取組みを理解し、発展させていくための提案が求められる。こうしたことから、業務の性質上、価格競争による入札に適さず、事業を実施する上で最も高い効果を出すためには、業務遂行に必要な能力・経験に秀でた事業者を選定し、選定事業者からの提案に基づいて、UNEP-IETC と協議して仕様を作成することが最適な手法であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記の事業者は、評価点が基準点（60点以上）を満たし、契約相手方として適しているとのことであった。

上記理由により、公益財団法人地球環境センターと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3467）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものである。設備の点検整備の監督・電気事業法に基づく電気設備の保安代行業務・設備の保全・補修の計画・事故や非常時における緊急対応など維持管理にかかる業務全般を委託することにより、建物設備等の継続的な使用を担保することを目的としている。

公園内にある各施設の電気供給については、公園全体が一体として供給を受けたうえで個々の施設に分配される仕組みであることから、公園内にある全ての施設の電気設備について、上記業者が一括して保守管理を行っている。

上記理由により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 UNEP 国際環境技術センター警備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社コアズ

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備・施設異常発生時の緊急対応・夜間及び施設休業日における機械警備等を実施することにより、施設の損傷行為・管理上支障となる行為・事故等を未然に防止し、施設利用者の安全を確保することを目的とする。

本施設には、開発途上国に対する環境保全技術の普及のために大阪市が誘致した国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）が入居し（2階）、開発途上国の環境問題改善に向けて国連職員が勤務しているため、十分な警備を行う必要がある。

公園全体の警備については、公園内の中央監視室において全体の管理がされており、上記業者が公園内にある他施設の警備を一括して行っている。公園全体の安全確保を図るうえで、本施設についても、公園内にある他施設と不可分一体のものである。

上記理由により、株式会社コアズと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 地中熱等導入促進事業調査業務委託

2 契約相手方

中央開発株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務では、大阪市域での帯水層蓄熱利用の普及に向けて、地盤環境に配慮した地下水の有効利用のあり方を検討し、現行の揚水規制のさらなる緩和をめざすことを目的としている。

大阪市では、地中熱等利用の促進に向け、平成28年度から令和2年度まで本市域において帯水層蓄熱冷暖房の実装を可能にする制度案に関する検討や、環境省実証事業を活用したアミティ舞洲での帯水層蓄熱冷暖房システム構築などの取組を行い、国家戦略特区制度に基づく特例措置が認められるなど成果を得た。しかし、その特例措置の要件の1つとして、本技術の導入場所において、事前に実証実験を行い地下水位などに著しい変化がないことを確認することが定められており、市域へのさらなる普及拡大に向けて大きなハードルとなることから、市域に適用可能な地下水の利用に関する基準の検討を継続して行い、国へさらなる規制緩和を求めていく必要がある。

そこで、令和3年度に、公募型プロポーザル方式で上記業者を選定し、令和6年度まで、アミティ舞洲の帯水層蓄熱冷暖房の長期運転に伴う地盤環境への影響等の調査及び、市域に適用可能な規制緩和基準案として、上記業者が地盤調査結果をもとに、事前の実証実験の代替となるシミュレーションモデルの構築、検証を行っており、令和6年度末に新たな規制緩和に向けた第二次とりまとめを公表予定としている。

令和7年度は、令和6年度に公表予定の第二次とりまとめをもとに、国家戦略特区制度による規制緩和を進めていく。内閣府への提案資料及び、必要とされる更なる調査や資料作成を行う等、これまでの検討結果の細部に関する知識、高度な専門的接続性を持って規制緩和に向けた調整等を実施する必要がある。上記業者以外の者に履行させると規制緩和の実現に向けた検討内容において担保がとれず、事業目的の達成が困難となりかねない。上記理由により、中央開発株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策グループ）

（電話番号 06-6630-3483）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 環境活動推進施設エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

環境活動推進施設に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社製である。

本エレベーターは、定期的実施する保守点検により、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。

エレベーターは各メーカーにより構造や使用部品が異なり、構成する部品が各メーカーの指定品である事等を前提として、エレベーター全体が正常に機能するものとされ各メーカーは責任を持って保守点検を行うことができる。

ゆえに本エレベーターについても、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を今後も維持するため保守点検を実施するにあたっては、本エレベーターの設備構造・特性等を熟知したメーカー以外は不可能である。

上記理由により、日本オーチス・エレベータ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3219）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 環境活動推進施設 設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内環境活動推進施設における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設の環境活動推進施設は建設局所有の国際陳列館と建築物、設備とも一体化しており、密接不可分の関係であることから、国際陳列館の保守点検業務と重複、関連する業務であり、本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館をはじめ、公園全体の設備保守業務については、公園の所管局である建設局が指定した指定管理者が三菱電機ビルソリューションズ株式会社に設備保守業務を委託している。

上記理由により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3219）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度 AR 技術等を活用した体験型環境学習コンテンツ保守業務委託
- 2 契約の相手方
ソフトバンク株式会社
- 3 随意契約理由
本業務は、令和4年度に実施した公募型プロポーザル（企画提案方式）により選定した受託事業者が制作した環境学習コンテンツの保守点検を行うものである。
本コンテンツは、ソフトバンク株式会社が本市仕様に独自に開発を行ったものであり、保守業務及び緊急対応の実施にあたり、コンテンツの機能を確保するためには、受注者がプログラム及び構成、各種機器の環境設定等のコンテンツ全体の構成を理解している必要があることから、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。
上記理由により、ソフトバンク株式会社と特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3491）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本システムは富士通エフ・アイ・ピー株式会社のパッケージソフトがベースとなっており、本システムのカスタマイズについても、当該パッケージソフト開発業者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社が行った。

一方、令和2年10月1日、株式会社富士通マーケティングが、グループ会社である富士通エフ・アイ・ピー株式会社を統合し、新たに富士通 Japan 株式会社と社名変更を行ったところである。

本業務（保守）については、開発業者以外ではシステムの適切な状態の維持および安定的な運用を行うことができないことから、事業承継を行った富士通 Japan 株式会社が業務遂行できる唯一の事業者である。

上記理由により、富士通 Japan 株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境規制課

(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 廃蛍光灯管の処理及び再資源化、廃乾電池等の一時保管及び処理・再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

本市では、家庭から排出される水銀含有廃棄物のうち、廃蛍光灯管、廃乾電池、水銀体温計を各環境事業センターの受付回収や区役所等に設置する回収ボックスにより回収し、水銀血圧計及び水銀温度計については、各環境事業センターで受付回収している。

各環境事業センターが回収した廃蛍光灯管等の水銀含有廃棄物を受け入れて、適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターが当該廃棄物を直接搬入するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産株式会社1者だけである。

また、水銀含有廃棄物又は水銀含有ばいじん等から水銀を回収するには、ばい焼設備を用いてばい焼する方法等により水銀回収を行わなければならない、このばい焼設備を有し、かつ、回収した水銀をリサイクルしているのは、野村興産株式会社1者である。

上記理由により、野村興産株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課 (電話番号06-6630-3259)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫）における再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

関西リサイクルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定める特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化が可能な冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を、国が構築した回収不法投棄家電の処理にかかる負担軽減を図るスキームに則って、家電リサイクルプラントへ直接搬入し、再商品化を行うものであり、不法投棄された特定家庭用機器を再商品化する手法としてはこのスキームを活用することが最も経済的である。

このスキームを市町村が活用する場合は、市町村が届出書を環境省に提出することで、届出の情報が経済産業省を経由して製造業者より委託された管理会社に伝達され、伝達を受けた同管理会社が選定した家電リサイクルプラントが見積もりを市町村に提示し、合意のうえ契約を締結することとされている。

関西リサイクルシステムズ株式会社は、上記スキームに則って選定され、冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を再商品化することができる唯一の業者である。

上記理由により、関西リサイクルシステムズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3253）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装リサイクル法に基づく再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

3 随意契約理由

本事業は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）」に規定する「ガラスびん（その他の色）」並びに「PETボトルを除くプラスチック製容器包装」について、容器包装リサイクル法に基づき再商品化するものである。

容器包装（「ガラスびん（その他の色）」および「容器包装プラスチック（PETボトルを除くプラスチック製容器包装）」）の再商品化にかかる費用については、特定事業者が負担する（＝特定事業者負担分）ことを容器包装リサイクル法は定めているが、小規模事業者は、再商品化義務の適用が除外されているため、その分は、市町村が負担する（＝市町村負担分）。

特定事業者は、容器包装リサイクル法第21条に基づき日本で唯一、主務大臣から指定法人の指定を受けた公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と再商品化の委託契約を結び、委託料金を支払った場合に、再商品化の義務を履行したものとみなされる。また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、同法に基づき、分別収集を行っている市町村等から委託を受けて、容器包装廃棄物を引き取り、同様のかたちで再商品化を行っている。

容器包装リサイクル法に基づき再商品化業務を行うことができるのは、日本で唯一の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。

上記理由により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と特名随意契約を締結する。

なお、本市においては、令和7年4月からプラスチック資源一括収集を開始するが、製品プラスチックの再商品化については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第32条に基づき別途契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源循環促進法第 32 条に基づく再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

3 随意契約理由

本事業は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）」に規定する「プラスチック使用製品（以下「プラスチック資源」という）」について、「プラスチック資源循環促進法」に基づき再商品化するものである。

プラスチック資源（「製品プラスチック」）の再商品化にかかる費用については、廃棄物処理法により、市区町村は一般廃棄物の処理に係る費用を負担することが規定されているため、特定事業者負担分は発生せず、全額市区町村負担となり、再商品化事業者の落札単価と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の協会経費単価を足した金額を負担する。

本市においては、令和 7 年 4 月からプラスチック資源一括収集を開始するが、プラスチック資源循環促進法第 32 条に基づき、指定法人に委託し再商品化を行う方法、及びプラスチック資源循環法第 33 条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法を併用して、容器包装プラスチック以外の製品プラスチックについて再商品化を実施するものである。

プラスチック資源循環促進法第 32 条に基づき再商品化業務を行うことができるのは、日本で唯一の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。

上記理由により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と特名随意契約を締結する。

なお、容器包装プラスチックの再商品化については、容器包装リサイクル法に基づき別途契約するものである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

認定再商品化計画に基づく異物除去及び再商品化業務委託 長期継続（単価契約）

2 契約の相手方

栄伸開発株式会社

3 随意契約理由

本事業は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）」第33条第3項の認定に基づき、本市で収集したプラスチック資源を再商品化するものである。

本市では、これまで、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を実施する一方、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物については普通ごみとして収集、処分してきた。

令和3年6月にプラスチック資源循環法が成立したことにより、プラスチック容器包装廃棄物のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化を可能とする仕組みが整備されたことから、令和7年4月からプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集するとともに、プラスチック資源循環法第32条に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法及びプラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法を併用して、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物について再商品化を実施するものである。

今般、令和6年12月11日付けで主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）より、プラスチック資源循環法第33条に基づく再商品化計画の認定を受けたことから、認定に基づき再商品化実施事業者と契約を締結するものである。

上記理由により、栄伸開発株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

認定再商品化計画に基づく再商品化業務委託 長期継続（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
栄伸開発株式会社

3 随意契約理由

本事業は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）」第33条第3項の認定に基づき、本市で収集したプラスチック資源を再商品化するものである。

本市では、これまで、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を実施する一方、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物については普通ごみとして収集、処分してきた。

令和3年6月にプラスチック資源循環法が成立したことにより、プラスチック容器包装廃棄物のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化を可能とする仕組みが整備されたことから、令和7年4月からプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集するとともに、プラスチック資源循環法第32条に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法及びプラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法を併用して、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物について再商品化を実施するものである。

今般、令和6年12月11日付けで主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）より、プラスチック資源循環法第33条に基づく再商品化計画の認定を受けたことから、認定に基づき指定法人及び再商品化実施事業者と契約を締結するものである。

上記理由により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会及び栄伸開発株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

認定再商品化計画に基づく異物除去及び再商品化業務委託 長期継続（単価契約）

2 契約の相手方

大東衛生株式会社

3 随意契約理由

本事業は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）」第33条第3項の認定に基づき、本市で収集したプラスチック資源を再商品化するものである。

本市では、これまで、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を実施する一方、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物については普通ごみとして収集、処分してきた。

令和3年6月にプラスチック資源循環法が成立したことにより、プラスチック容器包装廃棄物のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化を可能とする仕組みが整備されたことから、令和7年4月からプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集するとともに、プラスチック資源循環法第32条に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法及びプラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法を併用して、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物について再商品化を実施するものである。

今般、令和6年12月11日付けで主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）より、プラスチック資源循環法第33条に基づく再商品化計画の認定を受けたことから、認定に基づき再商品化実施事業者と契約を締結するものである。

上記理由により、大東衛生株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

認定再商品化計画に基づく再商品化業務委託 長期継続（単価契約）

2 契約の相手方

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
大東衛生株式会社

3 随意契約理由

本事業は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）」第33条第3項の認定に基づき、本市で収集したプラスチック資源を再商品化するものである。

本市では、これまで、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を実施する一方、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物については普通ごみとして収集、処分してきた。

令和3年6月にプラスチック資源循環法が成立したことにより、プラスチック容器包装廃棄物のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化を可能とする仕組みが整備されたことから、令和7年4月からプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集するとともに、プラスチック資源循環法第32条に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法及びプラスチック資源循環法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法を併用して、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物について再商品化を実施するものである。

今般、令和6年12月11日付けで主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）より、プラスチック資源循環法第33条に基づく再商品化計画の認定を受けたことから認定に基づき指定法人及び再商品化実施事業者と契約を締結するものである。

上記理由により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会及び大東衛生株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 AI を活用したエネルギー最適化実証事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社未来のコト

3 随意契約理由

本業務は、本市施設である UNEP 国際環境技術センターにおいて、導入実績の乏しい AI 等のデジタル技術を活用した空調自動制御システムを設置し、エネルギー消費量等の削減効果やコストの把握及び検証を行うとともに、検証結果から得られたデータを活用し、市域の中規模程度の事業所での導入拡大をめざし情報発信することを目的としている。

この目的を達成するためには、事業者がもつ最新の空調自動制御システムに関する幅広い知識と経験及び省エネ運転制御に関するノウハウや専門的知見が求められることから、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、本業務の目的等を理解したうえで、最も優秀な提案を行った事業者を選定することとした。

今般、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会を開催し、意見を聴取した結果、提案事業者2社のうち評価点が最も高く、契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、(株)未来のコトと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当（電話番号 06-6630-3484）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境18号）の点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーにより、プラスチック資源の安定的な収集・輸送体制の構築並びにプラスチック資源中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクスト近畿株式会社（旧TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるために、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備の構造、機能に加え、補修方法などを総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を確実に入手できる製造元のロジスネクスト近畿株式会社（旧TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

上記理由により、ロジスネクスト近畿株式会社と特名随意契約を行う。

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3253)